

便利

申請はもうお済みですか？
便利なマイナンバーカードを取得・活用しましょう

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書としても使えるほか、コンビニで各種証明書を取得いただけるとても便利なカードです。

休日申請サポートを実施します (完全予約制)

職員による写真撮影や申請書の受け付けを行います。ご希望の方は必ず、**1月28日(金)までに電話にてご予約ください。**

■開催日 1月30日(日)

■時間 午前10時～午後3時

■サポート内容

- ・職員による写真撮影
- ・QRコード付き申請書の交付
- ・記入済み申請書の受付
- 持ち物
- ・身分証明書（運転免許証など）
- ・印鑑

平日夜間・休日にも交付および更新が可能です (完全予約制)

マイナンバーカードの受け取りおよび電子証明書更新手続きが次の休日にも利用できます。

休日の受け取り、**更新手続きをご希望の方は、希望時間を必ず電話にてご予約ください。**

■予約窓口 町民税務課戸籍係

平日午前8時30分～午後5時まで

■1月の平日夜間・休日交付日

および更新日（要予約）

1月13日(木)、25日(火)、30日(日)

■時間

〈平日夜間〉午後5時15分～午後7時まで
 〈休日〉午前10時～午後3時まで

■その他

申請から交付まではおおむね1カ月かかります。

ぜひ、お申し込みください!



補助

令和3年度芝山町新型コロナウイルス感染症対応
抗ウイルス・抗菌コーティング施工事業補助金

問 企画空港政策課 企画調整係 ☎77・3926

町内の事業者向けに、利用客や従業員間の感染防止を目的として実施する、抗ウイルス・抗菌コーティング施工事業に対して補助金を交付します。

■補助対象者

令和3年3月31日現在、町内で事業活動を営んでおり、今後も町内で事業を営んでいく法人および個人事業主で、町内に事業所を有する者

■補助対象事業

補助対象者の事業所・店舗などに抗ウイルス・抗菌コーティングを施工する事業で、一定の条件を満たして実施する事業を対象とします。

■補助上限額

- ①従業員数9人以下の事業者 : 10万円
- ②従業員数10人以上49人以下の事業者 : 20万円
- ③従業員数50人以上の事業者 : 30万円
- ④①の条件を満たさず飲食事業者 : 20万円

■申請方法

郵送または企画空港政策課企画調整係窓口にて申請書をご提出

ください。申請書は同窓口で配布または町ホームページにてダウンロードが可能です。

■申請受付期限

1月31日(月)まで（郵送の場合必着）

■その他

・補助事業は一定の条件を満たしたもののみ対象となります。
 ・予算の範囲内で交付決定いたしますので、申請受付期限内に申請受付を終了する場合があります。

・詳しくは町ホームページをご覧ください。



抗ウイルス

申請はお早めに!



千葉県 食品衛生大会

山武保健所管内
松尾食品衛生協会
☎ 0475-53-0289

感染防止対策により招集による大会の開催は見送られました。令和3年度千葉県食品衛生大会の受賞者が以下のとおり決定しました。(敬称略)

【(公社)千葉県食品衛生協会
会長表彰 食品衛生功労者】

- 氏名 飯高 稔雄
- 住所 芝山町牧野258
- 営業種 みそ製造業
- 推薦事項

長きにわたり食品衛生行政に協力し、業界の指導育成等に貢献

2歳児 歯科健康診査

保健センター
☎ 77-1891

2歳は幼児への移行期です。成長に伴う大切な健診となりますので、必ず受診してください。

- 対象者 平成31年4～7月生まれ
- 開催日 1月17日(月)
- 時間 案内通知参照(混雑緩和のため受付時間を分けて案内しています)
- 会場 保健センター
- 内容 身体計測、歯科診察、育児・栄養・歯科相談、フッ素塗布(希望者)



後期高齢者医療制度 医療費の負担を抑えられます

町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

医療機関受診の際に保険証と合わせて認定証を提示することで、医療費の窓口負担の上限をあらかじめ低く抑えられます。また、入院時の食事や生活に要する費用が減額されます。

■手続き方法

次のものを持参の上、町民税務課国保年金係の窓口で申請してください。

- ・保険証
- ・老齢福祉年金を受給されている方はその年金証書や振込通知書など
- ・区分Ⅱ(長期該当)の方は入院期間の分かる領収書など
- ・申請者の身分証明書と本人のマイナンバー(個人番号)が確認できるマイナンバーカードなど

■有効期限

申請月の初日から有効(区分Ⅱ(長期該当)の場合申請月の翌月から)。認定証は1年ごとに更新で有効期限は毎年7月末日

■その他

限度額適用認定証などの交付を受けていなくても、後日申請することで高額療養費として支給を受けることができます。
※令和4年度に窓口負担割合を見直し予定です。詳細が決まり次第、広報紙や町ホームページなどで周知します。

■対象者

自己負担の割合	所得区分	対象となる方	認定証の交付
3割	現役並み所得者Ⅲ	市町村民税課税所得(課税標準額)が690万円以上の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保険者	×
	現役並み所得者Ⅱ	市町村民税課税所得(課税標準額)が380万円以上690万円未満の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保険者	○
	現役並み所得者Ⅰ	市町村民税課税所得(課税標準額)が145万円以上380万円未満の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保険者	○
1割	一般	現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱ以外の被保険者	×
	区分Ⅱ	世帯全員が市町村民税非課税の被保険者(区分Ⅰ以外の被保険者)	○
	区分Ⅰ	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額80万円として計算)が0円となる被保険者 世帯全員が市町村民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方	○

※区分Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」を交付します。

※区分Ⅱの減額認定証の交付を受けた被保険者の方が入院し、過去12カ月で入院日数が91日以上になったときは「区分Ⅱ(長期該当)」に該当する旨の申請ができます。